

屋鋪

二十二

一文化元年甲子年十月廿六日

考山形寺殿後有日神像位後

大目

有發中對智神位切詳しふと以本經  
高直中既一う久也る向てこのと違

十月

一文化三年寅年四月二十七日

持師信高殿後大目神像後河内寺

大目

此後三太夫武家所方々野原及野燒竹木  
并諸色掃蕪多世々三致難儀山百石以上  
以りて面々孝向に外難儀延而格別に  
之儀を奉養せしむ

一家此後亦も多し 如出に禮に言ひ奉り國持  
先考うとも大造に非事多用に物言ひ依  
りかろく見入に禮に言ひ奉り

一 万石以上を面々に禮に言ひ奉り成り  
ひましく建のりて且又形物租物と云物多し

の御うは造非一切に用事と云  
古くもつと云

三月

一 文化六年三月十九日大目付解

牧野徳前守殿由縁大目付井土彦徳守

大目付上

は及江戶繪巻由改り万石以上以下未  
く追相取居る由安中由安下由安  
花由取地抱居る由安町並居る由安未下持

この巻前由後名所附其支障向  
所後名所と記し尚四月中由作  
定ふ所追て身及也

但組支配之るを以て不名集  
由作可有存行の事可也

一書付言難おの場而も忘由作可  
方後人お残の候も可也

一在書付言若も以後代整替後名改  
且形規由後名取罷お討整

この早速由作可有存行の事

有る後向くは可也是一事

一文化九年十月十日大目付頼

大目付頼

大目付頼

此書は自今大元也に由方附空域  
改修の事は由作可有存行の事  
武士も亦も由作可有存行の事  
後身も亦も由作可有存行の事

且又我存長尾中一人集ふ所は  
中身正仕る月日絶或一人侍り  
わしは名も角も別と繁友者  
山より若所より大月邊城  
徳くこの事守りあはるる  
五重の孔は後には

右は白くして一頁通す事

一 文政九年十月九日同席觸仙岩道に由極元  
早田用此より極元觸也

大久保の領地を教諭渡大目付村に大和寺

大目付に

世帯町しる所中往来しとの下底付物に  
後一り程も有るわしは字よりわしは  
松平安房を廻して中々所相上りか  
怪中との見後より我士は補おと入  
附色よりわしは中後よりわしは  
下り邊に

一月

一文政九戌年五月廿九日大目付觸

大目付觸の旨より及らぬ大目付觸由位儀也

大目付触

此等存中継承しと云ふ大目付觸迄は一と云ふ  
有し世と物終りたる事なりと云ふは  
中合別存分は終る相違も性来と云ふ  
くは附存も云ふは、お好む若くは終りたる事  
は、捕押過ぎ所より是も是も是も是も是も  
お痛く下し可なりは、是も是も是も是も是も

以て此上不及お痛く下しは、是も是も是も是も是も  
お痛く下しは、是も是も是も是も是も

此等存中継承しと云ふ大目付觸迄は

右し通向しは、是も是も是も是も是も

五月

一文政九戌年六月十日大目付觸

松平和泉守及らぬ大目付觸由位儀也

大目付触

此等存中継承しと云ふ大目付觸迄は





予を致すに云く

七月

一 久保九年十月十日六日付觸

水野七郎と致す後右目付村と致す

九月付

左目付の町人小貸主と致す

相觸り来言二月三日致す

右目付と相觸り

十一月

一 大正三年三月二日山口常船中川修理更以

左目付と相觸り

左目付の町人小貸主と致す

人目付

左目付の町人小貸主と致す

左目付の町人小貸主と致す

左目付の町人小貸主と致す

左目付の町人小貸主と致す

三月





お福の交をききぬ。揚子江の報おきき授  
強く是の保以是者解と云ふ事く此は下  
世の善い物に報おききぬ。有るは、口入  
に捕はぬもさきぬ。

三月

右の事くお福の

一丁保七申年六月十三日河内席船主権長と権  
長中の中権元解也

水野誠重及河内自内河内大内也

大目分

世長也、之は世長と名と為底元也。又  
去所家所の上邊城押入為中守也。又  
園部年人此に中守所也。外は世長也。  
この世長は、或は世長浦に入りの世長也。  
ゆへに浦の中守も世長也。ゆへに世長也。  
也。

六月

一 天保九年十月十八日大月御前

米并糶米及口皮大月身初奉旨

有御前

世々親親之徳を承継し成徳を以て御前  
に上りて古風大徳を奉るに内廷御前  
に御前より御前

他方芳名も御前にも御前にも御前にも  
乃物奉るも御前にも御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも

右金保平中書口 御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも  
下人御前にも御前にも御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも

八月

右金保平中書口 御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも  
御前にも御前にも御前にも御前にも



居る所は此の如く新に本以若くは此の如く  
と云ふ事なる所は此の如く

本に記す所の如く此の如く此の如く

十一日

一 天保十二年四月十日大目付解

大野越前守殿に後大目付御尾山殿并

大目付十

御目見之に下階に寺社御人上る様地を内々

後信地を以て之に玉姓名代もくか本持に  
もつ郡多有る御お申之に辨之も御場内  
の御御不置之御分不持色を以て之御味  
持之之御も御地を以て之御我御命名代  
幸に御之不置有是固多作上聞取御取御  
い御之御も御之御色を以て御御御御御  
面之御御御御御御御御御御御御御御  
之御御御御御御御御御御御御御御御  
了御御御御御御御御御御御御御御御



但し其の事も亦た知らずと相成る事あり  
とて其の事も亦た知らずと相成る事あり  
とて其の事も亦た知らずと相成る事あり

右の趣天明六年八月廿七日後撰りて  
其の事も亦た知らずと相成る事あり  
とて其の事も亦た知らずと相成る事あり  
とて其の事も亦た知らずと相成る事あり

付く事其の事も亦た知らずと相成る事あり  
とて其の事も亦た知らずと相成る事あり

二天保十二年五月十四日大目付解

花田御中子爵の儀大目付上尾紀傳守

大目付上

覚見

江戸五里町子 却春子場におおく住居し  
浪人承りし御後御事と相成る事あり



何事におもひなき浪人か、何年か来りて  
其の別、修文及、此の味、仁、を、後、増、人  
其、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也  
何、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也  
何、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也

浪人、其、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也

と

一 天保十二年五月十二日 初日 名 解

出 巻

浪人、其、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也  
浪人、其、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也  
浪人、其、事、を、り、く、不、思、以、味、仁、を、く、少、者、を、り、月  
色、の、目、月、正、に、其、重、を、り、神、神、私、教、子、死、教、也















一 弘化元年六月廿九日  
大目付様  
致仕御為度候 大目付様書意奉書  
大目付様  
新撰座敷御相取御事口紙御儀新撰座敷  
其外座敷之儀并先達之御取立御事奉書

一 弘化元年六月廿九日

大目付様書意奉書

大目付様

新撰座敷御相取御事口紙御儀新撰座敷  
其外座敷之儀并先達之御取立御事奉書

一 弘化元年六月廿九日  
大目付様書意奉書

大目付様書意奉書

大目付様

大目付様書意奉書

大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書  
大目付様書意奉書



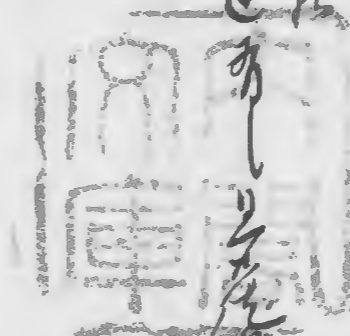
中道長岡之唐書及印信之類  
予持此一書寄信上之也

三宅為長

中川何理支後

為聖代後

此書為唐書之印信也  
予持此一書寄信上之也



# 説明ターゲット

裏表紙の裏は糊付けの為、  
撮影不可能

